

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名：大和ハウス工業株式会社

業者の住所：大阪府大阪市北区梅田3-3-5

2 指名停止措置期間：令和4年1月28日から同年3月27日まで（2か月）

3 指名停止措置の範囲

中国四国防衛局管轄区域（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県）

4 事実概要

大和ハウス工業株式会社は、国土交通省近畿地方整備局長から建設業法第26条の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者及び監理技術者として工事現場に配置していたことが、同法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、令和3年11月17日に監督処分（営業停止22日間）の命令を受けた。

5 指名停止措置理由

「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第13号（建設業法違反行為）に該当するため。

指停止措置要領 付表第2

措置要件	期間
(建設業法違反行為) 13 対象区域内において、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から 1月以上9月以内